

中京圏の企業・団体様用助成のご案内

名古屋(小牧)=山形便利用企画旅行支援



企業・団体の研修旅行、報奨旅行、親睦会旅行など

概ね10人以上集まった山形へのツアーに対して

◎1人あたり**往復4,000円**(片道2,000円)の助成を行います！

◎冬季利用(平成30年11月～31年3月)の場合は

1人あたり**往復5,000円**(片道2,500円)の助成を行います！



助成条件	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋(小牧)＝山形便を利用した旅行であること。 ・おおむね10人以上が参加する旅行であること。 ・旅行代理店に企画を委託した旅行であること。
助成額	<p>1人あたり往復4,000円(片道の場合2,000円)助成 ≪冬季限定(平成30年11月～31年3月)≫ 1人あたり往復5,000円(片道の場合2,500円)助成 ※協議会が実施する他の助成との併用はできません</p>
助成対象数	330席 ※原則として1団体100席まで
助成対象期間	平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日) ※冬季限定は、平成30年11月1日(木)～平成31年3月31日(日)
受付期間	平成30年4月1日(日)～平成31年2月28日(木) ※助成対象数に達した場合は、期間中であっても募集を終了します。
申請方法	<p>※企画旅行を委託した旅行代理店からの代理申請になります。</p> <p><ご旅行前></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 山形便を利用した旅行を企画し、本助成を受けたい方は、旅行の手配を委託した旅行代理店に連絡します。 ② 旅行代理店は、人数、日程が概ね決まった段階で、山形空港利用拡大推進協議会事務局に代理店届を提出します。協議会は、代理店届受理の段階で助成の可否を通知するとともに、人数分の予算を確保します。 ③ 企画した山形への旅行をします。 <p><ご旅行後></p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 申請者(旅行された団体等)は、旅行代理店に申請に関する委任状を提出します。 ⑤ 旅行代理店は、委任状を添えて、交付申請書を事務局に提出します。 ⑥ 協議会は申請書を審査後、申請者(団体等)と、旅行代理店にそれぞれ直接助成金を支払います。 <p>[提出資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 ・委任状 ・旅行概要(行程表、名簿など) ・搭乗したことを証する書類
申請先 お問合せ先	山形空港利用拡大推進協議会事務局(山形県企画振興部総合交通政策課内) TEL:023-630-3017 FAX:023-630-3082



名古屋(小牧)=山形便利利用企画旅行支援

企業・団体の研修旅行、報奨旅行、親睦会旅行など
概ね10人以上集まった山形へのツアーに対して、団体様に
1人あたり**往復4,000円**(片道2,000円)の助成を行います！

※冬季利用(平成30年11月～31年3月)の場合は

1人あたり**往復5,000円**(片道2,500円)の助成を行います！

さらに！！この企画旅行を受注し、申請手続きをしていただくと、

団体様への助成のほかに、旅行代理店様にも

1人あたり**往復1,000円**を助成します！

(片道の場合は500円)

旅行された方も、旅行代理店も皆うれしい助成、手続きも簡単！
名古屋(小牧)=山形便をぜひご利用ください！

助成条件	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋(小牧)=山形便を利用した旅行であること ・おおむね10人以上が参加する旅行であること ・旅行代理店が旅行者から企画を受託した旅行であること
助成額	①旅行された会社・団体等：1人あたり 往復4,000円 (片道の場合 2,000円) ※冬季限定(平成30年11月～31年3月)≫ 1人あたり 往復5,000円 (片道の場合 2,500円)助成 ②受託した旅行代理店：1人あたり 往復1,000円 (片道の場合 500円) ※協議会が実施する他の助成との併用はできません
助成予定数	330席 ※原則として1団体の旅行として100席まで
助成対象期間	平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日) ※冬季限定は、平成30年11月1日(木)～平成31年3月31日(日)
受付期間	平成30年4月1日(日)～平成31年2月28日(木) ※助成予定数に達した場合は、期間中であっても募集を終了します。
申請方法	<ご旅行前> ① 企業、団体の旅行を受託(予定でも可)した旅行代理店は、人数、日程が概ね決まった段階で、山形空港利用拡大推進協議会事務局に代理店届を提出します。協議会は、代理店届受理の段階で助成の可否を通知するとともに、人数分の予算を確保します。 ② 企画した山形への旅行をします。 <ご旅行後> ③ 申請者(旅行された団体等)は、旅行代理店に申請に関する委任状を提出します。 ④ 旅行代理店は、委任状を添えて、交付申請書を事務局に提出します。 ⑤ 協議会は申請書を審査後、申請者の方(団体)と、旅行代理店にそれぞれ直接助成金を支払います。 [提出資料] ・助成金交付申請書 ・旅行概要(行程表、名簿など) <ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・搭乗したことを証する書類 ※企画旅行を受託した旅行代理店からの代理申請になります。 詳細は交付要綱をご覧ください。
申請先 お問合せ先	山形空港利用拡大推進協議会事務局(山形県企画振興部総合交通政策課内) TEL:023-630-3017 FAX:023-630-3082